

入浴介助加算Ⅱについて

令和3年度介護報酬改定により新設された加算

単位数：55単位（地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、通所介護）

目的：利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになること

算定要件

1. 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
2. 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
3. 利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
4. 入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 8）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000773563.pdf>

注意事項

1. 居宅を訪問して評価した者が、通所介護事業所に対して情報共有しているか。
2. 目的に応じた目標であるか。（「定期的に清潔保持ができる」等の目標では目的に応じたものとは言い難い）
3. 利用者、その家族、介護支援専門員、関係者との連携を図ること。
4. 算定要件が満たされる記録等を作成し保管しておくこと。